

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－６ 本人確認、疑わしい取引の届出義務</p> <p>市場の仲介者等として重要な役割を果たしている金融商品取引業者が、例えば総会屋利益供与事件等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならないことである。</p> <p>金融商品取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロリズムへの資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。</p> <p>特に、<u>①金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）に基づく本人確認及び②組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組犯法」という。）に基づく「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融・資本市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</u></p> <p>（１）主な着眼点</p> <p><u>本人確認法に基づく本人確認及び組犯法に基づく「疑わしい取引の届出」の実施態勢については、以下のような点に留意して検証することとする。</u></p> <p>① <u>本人確認法</u>に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. ～チ.（略）</p> <p>② <u>組犯法</u>に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に実施する</p>	<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－６ 本人確認、疑わしい取引の届出義務</p> <p>市場の仲介者等として重要な役割を果たしている金融商品取引業者が、例えば総会屋利益供与事件等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならないことである。</p> <p>金融商品取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロリズムへの資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。</p> <p>特に、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく本人確認及び「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融・資本市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</u></p> <p>（１）主な着眼点</p> <p><u>犯収法に基づく本人確認及び「疑わしい取引の届出」の実施態勢については、以下のような点に留意して検証することとする。</u></p> <p>① <u>犯収法</u>に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. ～チ.（略）</p> <p>② <u>犯収法</u>に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に実施する</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>ための態勢が整備されているか。 イ. ～ト. (略) ③ (略) (2) (略)</p>	<p>ための態勢が整備されているか。 イ. ～ト. (略) ③ (略) (2) (略)</p>
<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)</u></p>	<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)</u></p>
<p>IV-3 業務の適切性 (第一種金融商品取引業)</p>	<p>IV-3 業務の適切性 (第一種金融商品取引業)</p>
<p>IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p>	<p>IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p>
<p>IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮</p>	<p>IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮</p>
<p>(1) 顧客の不公正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項 証券会社等は、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら有価証券の売買取引等の受託等をする行為や、インサイダー取引のおそれがあることを知りながら顧客の有価証券の売買等の受託をする行為などを適切に防止することで、投資者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、日本証券業協会理事会決議「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」も踏まえ、顧客の不公正取引を防止するための売買管理に関して、以下の点に留意する必要がある。(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。) ①・② (略) ③ その他 イ.・ロ. (略)</p>	<p>(1) 顧客の不公正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項 証券会社等は、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら有価証券の売買取引等の受託等をする行為や、インサイダー取引のおそれがあることを知りながら顧客の有価証券の売買等の受託をする行為などを適切に防止することで、投資者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、日本証券業協会理事会決議「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」も踏まえ、顧客の不公正取引を防止するための売買管理に関して、以下の点に留意する必要がある。(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。) ①・② (略) ③ その他 イ.・ロ. (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
ハ. インサイダー取引を行っていると思われる場合には、 <u>組犯法第54条</u> の規定に基づき、速やかに監督当局に届出を行うこととしているか。	ハ. インサイダー取引を行っていると思われる場合には、 <u>犯収法第9条</u> の規定に基づき、速やかに監督当局に届出を行うこととしているか。